

(訳文)

海洋漁業に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の協定

日本国政府及びモロッコ王国政府は、

海洋漁業資源の合理的な管理、保存及び最適利用に関する両政府の共通の関心を考慮し、

海洋法に関する国際連合条約の採択を考慮し、

モロッコ王国政府が、自国に接続する二百海里水域（以下「モロッコ水域」という。）において生物資源に対する管轄権を国際法に従って行使することを認め、

海洋漁業の分野における互恵的協力を発展させ、もつて日本国とモロッコ王国との間にある友好関係を強化することを希望

して、
次のとおり協定した。

第一条

日本国政府及びモロッコ王国政府は、海洋漁業の分野における両国間の緊密な協力を確保することを約束する。

第二条

1 モロッコ王国政府は、日本国の漁船がモロッコ王国の關係法令に従つてモロッコ水域において漁獲を行うことを許可することを約束する。

2 モロッコ王国政府は、入手可能な最良の科学的証拠を基礎とし、総漁獲可能量のうちモロッコの漁船の収穫能力の余剰部分の割当量及びモロッコ水域における日本国の漁船の漁獲活動に関するその他の条件を決定する。

3 モロッコ王国政府は、2にいう決定を時宜を失することなく日本国政府に通報する。

第三条

モロッコ王国政府は、日本国の漁船がモロッコ水域において漁獲に従事することを可能とするため、モロッコ王国の関係法令に従つて許可証を発給する。

第四条

日本国政府は、日本国の関係法令に従つて、日本国の漁船がモロッコ王国政府により許可されない限りモロッコ水域において漁獲に従事しないこと並びにこの協定に基づいて漁獲に従事する日本国の国民及び漁船がこの協定の規定及びモロッコ王国政府によつて発給される許可証の条件に従うことを確保するため必要な措置をとる。

第五条

日本国政府及びモロッコ王国政府は、日本国の漁船が乗組員を乗船せしめ又は下船せしめるために及び合意されるその他の

目的のためにモロッコの港を使用することを奨励するための適當な措置を共同して検討する。

第六条

この協定に基づき漁獲に従事する日本国の漁船がモロッコ王国の当局によつて拿捕されたときは、日本国政府に対し、その旨が外交上の経路を通じて速やかに通報される。

第七条

1 日本国政府及びモロッコ王国政府は、モロッコ水域における日本国の漁船の漁獲活動に関する詳細な条件の決定を含む

この協定の実施に関し、毎年協議を行う。

2 日本国政府及びモロッコ王国政府は、この協定の規定に基づき、両国間の漁業関係の発展に照らして適当な場合には、技術的情報及び人員の交換、訓練、技術の移転並びに漁業資源の利用に関する日本国及びモロッコの企業間の協力的措置の推進等の問題に関する将来の協力を含む二国間の協力の拡大の可能性を共同して検討する。

第八条

この協定のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約に関連する海洋法のいかなる問題に関してもいずれの政府の見解又は立場をも害するものとみなしてはならない。

第九条

1 この協定は、その効力発生のための国内法上の手続を完了した旨のモロッコ王国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずる。

2 この協定は、一年間効力を有し、その後はいずれか一方の政府がこの協定を終了させる意思を書面により通告する日から六箇月の期間が満了するまで効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十五年九月 日にラバトで、英語により本書一通
を作成した。

日本国政府のために

モロッコ王国政府のために